

「さんかく岡山」団体・グループ登録の取扱いについて

男女共同参画社会の実現を目指して活動している団体・グループが「さんかく岡山」へ登録する場合、「岡山市男女共同参画社会推進センター団体・グループ登録要項」の規定により行うこととなりますが、具体的な手順・手続き等について、下記の通り取り扱います。

記

1 登録方法等について

(1) 新規受付について

① 受付

「さんかく岡山」で随時受け付けます。

ア 提出するもの

- ・「団体・グループ登録（新規・更新）申込書」

用紙は「さんかく岡山」にあります。「さんかく岡山」のホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.city.okayama.jp/0000005879.html>)

記入例を参考に、全ての項目（ただし該当がない項目は除く。例：メール、URL等）に記入してください。記入漏れがあると登録要件が確認できないなど受付できない場合がありますので注意してください。

・規約、会則等

規約や会則の他、団体の名称や、会員資格、代表者の選任等運営にあたっての約束事が規定されていれば「申し合わせ事項」のような名称も可です。

・会員名簿

氏名及び住所（岡山市△区までで構いません。市外の場合は、市名までで結構です）が記載されているもの。それ以外（例：電話番号など）は不要又は抹消可です。

・団体・グループの活動の様子が判る資料

過去6ヶ月以上の活動内容を記載した報告書や会報、チラシなど。また、今後の活動内容を記載した事業予定表や事業計画書など。

イ 提出方法

「さんかく岡山」の受付窓口を持参して提出してください（事前の相談が望ましい）。内容を確認するとともに今後の手続きや「さんかく岡山」の事業を説明します。

② 登録完了通知

登録団体として認定されましたら、登録完了通知を「連絡先」の方に送付（送信）します。

(2) 更新受付について

① 受付

4月中に各登録団体に対し「団体・グループ登録（新規・更新）申込書」（新規申込書と同じもの）を配付します。

毎年5月1日～31日が受付期間です（更新基準日は6月1日）。期間中に提出がない場合は退会希望とみなしますので注意してください。

ア 提出するもの

新規受付に準じます。ただし、規約、会則等について変更がない場合は省略可です。「団体・グループの活動の様子が判る資料」のうち、「6ヶ月以上」は「1年間」と読み替えてください。

イ 提出方法

「さんかく岡山」の受付窓口を持参する他、郵送、FAX、メールでの提出もできます。提出先は最後に記載しています。ただし、FAXの場合は、確認のために送信した後に確認のお電話をくださるよう、お願いします。

② 更新完了通知

登録更新ができましたら、更新完了通知を「連絡先」の方に送付します。

(3) 登録内容の変更及び退会について

登録内容に変更が生じた場合（代表者、連絡先の交替、活動内容の変更など）または、退会される場合は「団体・グループ登録（変更・退会）届出書」を提出してください。用紙は「さんかく岡山」にあります。同ホームページ（URLは新規受付に同じ。）からもダウンロードできます。提出方法は更新受付に準じます。

(4) 登録団体交流会及び市民協働事業説明会について

毎年開催する予定です。その都度開催案内します。更新手続きに関することのほか、「さんかく岡山」の事業内容の説明も行いますので参加してください。

(5) さんかくウィークへの協力について

さんかくウィーク実行委員として活動していただくか、封入作業・事業当日の受付等にご協力ください（毎年4月に依頼状送付予定）。

2 登録団体の特典について

(1) ミーティングルームの利用について

ミーティングルームの利用申請は3か月前から最大2回まで受け付けます。

(2) 活動情報コーナーの利用について

さんかく岡山内に、登録団体の活動を紹介するコーナーを設けます。会報、チラシ、ポスター等を持参又は郵送により職員に渡してください。職員が配置します。なお、大きさはA3サイズ以下とします。

(3) 会議室の利用申請について

登録団体での申請の場合は、使用許可申請書と一緒に使用料減免申請書を出していただくことにより、使用料が50%減免されます。

ただし、登録団体の会員がその団体の目的以外で使用される場合は減免を受けることができませんので、ご了承ください。

(4) その他

「岡山市男女共同参画社会推進センター団体・グループ登録要項」（5. 登録団体の特典）のとおり。

問合わせ・書類提出先

岡山市男女共同参画社会推進センター（さんかく岡山）

〒700-0822 岡山市北区表町三丁目14番1-201号

電話：086-803-3355 FAX：086-803-3344

メール：sankaku@city.okayama.lg.jp

<https://www.city.okayama.jp/0000005879.html>

.....

岡山市男女共同参画社会推進センター団体・グループ登録要項

1 趣旨

男女共同参画社会の実現を目指して活動する市民の団体・グループが、より便利に、より効果的にセンターの機能を活用できるように登録制度を設ける。

2 登録できる団体

岡山市男女共同参画社会推進センターの機能を活用して活動する団体・グループで、次の(1)から(6)の要件を満たす団体とする。ただし、(2)から(5)の要件の内、いずれかを満たさない団体であっても、男女共同参画社会の実現のために有益であると館長が認めた団体については登録できるものとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けて活動しているかまたは男女共同参画に理解のある団体であること。
- (2) 規約等を備えるなど組織体制があること。
- (3) 原則として団体構成員の1/2以上が市内在住・在勤・在学であり、岡山市を主な活動場所としていること。
- (4) 団体構成員が5人以上いること。
- (5) 活動実績が、定期的かつ継続して6ヶ月以上あり、今後も継続して活動する見込みがあること。
- (6) 営利、宗教、政治的な活動を目的としていないこと。

3 登録料 無料

4 登録方法等

- (1) 新規受付 センター受付窓口で随時受付
申請書類 団体・グループ登録新規申込書（ホームページからダウンロード可）
<添付書類>規約・会則等、会員名簿（住所付き）、団体・グループの活動の様子が判る資料（活動報告書・活動計画書または会報等）
- (2) 更新受付 毎年6月1日更新（1ヶ月前から受付可）、郵送、FAX、Eメールいずれも可
申請書類 団体・グループ登録更新申込書を提出する。提出がない場合は脱退とみなす。
<添付書類>新規申請に同じ。ただし、変更がない規約・会則等は省略可。
登録団体は更新に関する説明会への参加に努めなければならない。
- (3) 登録変更 登録内容に変更が生じた場合は団体・グループ登録変更届出書にその事由を明記しすみやかにセンターに届け出ること。

5 登録団体の特典

- (1) 会議室使用料の減額（センター条例施行規則第9条による）
- (2) メールボックスの利用（希望団体多数の場合は抽選）
- (3) 印刷室の利用
- (4) 各種講座案内等の情報の提供
- (5) 男女共同参画社会の推進を図るため市と協働で実施する市民協働事業へ応募することができる。（審査により実施の可否を決定）
- (6) 活動情報コーナーの利用（会報、ポスター、ちらし等）
- (7) 会議室利用申請は7ヶ月前から可
- (8) ミーティングルーム利用申請は3ヶ月前から2回まで可

6 個人登録

- センターの個人利用者も別途個人登録することができる。
- ・市内在住・在勤または在学の人で男女共同参画の推進に理解のある人。
 - ・個人登録申込書を随時センター受付へ提出のこと。
 - ・登録は1年更新とし、更新の取り扱いは、団体登録に準ずる。
 - ・個人登録の特典は講座案内等、情報の提供のみとする。

附 則（平成20年3月10日改正）

- 1 この要項は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月30日現在で登録されている団体は、改正前の登録要項に基づく更新手続きの有無に係わらず、改正後の登録要項に基づく登録団体とみなす。

附 則（令和7年4月9日改正）

- 1 この改正は、令和7年4月9日から施行する。